

## 医療機関における宿日直 許可事例（愛媛）

（注）以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

### 病棟当直等

救急指定の別	指定なし
病院・診療所の別	病院
許可取得した診療科・部門	内科、外科、整形外科、泌尿器科、リハビリテーション科、リマウチ科、消化器科、放射線科、皮膚科
宿日直許可の対象医師数	勤務医7人（うち非常勤医師3人）、他病院からの受入医4人
許可取得した宿日直勤務時間帯	宿直（1人当たり週1回）：18時～翌9時 日直（1人当たり月1回）：9時～18時
許可を取得した業務	入院患者の急変対応
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去4か月間の実績を調査。</li> <li>○ 宿日直勤務中の業務は、入院患者急変の際の対応のための待機を行う。 電話対応や来客対応等は夜勤実施者が対応し、宿日直勤務を行う医師は対応しない。</li> <li>○ 宿日直勤務中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入院患者の急変時の対応（看護師への指示） 発生件数は月平均で、1.75件（最大3件） 対応時間は、1件当たり5分程度。</li> <li>・ 死亡時の対応（看取り、死亡診断書の作成） 発生件数は月平均で、4.25件（最大9件）。 対応時間は、1件当たり10～15分程度。</li> </ul> </li> </ul>

### 救急病院

救急指定の別	二次救急病院
病院・診療所の別	病院
許可取得した診療科・部門	内科、泌尿器科、外科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、神経内科、循環器内科、リハビリテーション科、放射線科
宿日直許可の対象医師数	勤務医1人、他病院からの受入医10人
許可取得した宿日直勤務時間帯	宿直（1人当たり週1回）：17時15分～翌8時30分 日直（1人当たり月1回）：8時30分～17時15分
許可を取得した業務	非常事態に備えての待機
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去1か月間の実績を調査。</li> <li>○ 宿日直勤務中の業務は、外来患者及び入院患者の診察や軽度な処置（点滴や投薬を看護師に指示）を行う。 1勤務当たりの対応回数は、宿直は平均1回未満、日直は平均2～3回。 対応時間は、1件当たり5分程度。</li> <li>○ 宿日直中の体制では対処できない場合は、対応可能な病院を案内するため、宿日直勤務中に通常の勤務時間と同態様の業務は発生しない。</li> </ul>

# 医療機関における宿日直 許可事例 (愛媛)

(注)以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

## 救急病院

<b>救急指定の別</b>	二次救急病院
<b>病院・診療所の別</b>	病院
<b>許可取得した診療科・部門</b>	内科、呼吸器科、循環器内科、消化器内科、泌尿器科、放射線科、リハビリテーション科
<b>宿日直許可の対象医師数</b>	勤務医6人、他病院からの受入医7人
<b>許可取得した宿日直勤務時間帯</b>	宿直(1人当たり週1回):18時30分～翌8時(平日)、14時～翌9時(土曜日) 日直(1人当たり月1回):9時～18時
<b>許可を取得した業務</b>	非常事態に備えての待機
<b>労基署の調査概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去1か月間の実績を調査。</li> <li>○ 宿日直勤務中の業務は、入院患者及びかかりつけ患者の状態変化に伴う診察、看護師等に対する指示を行う。電話対応、定時検脈等は、看護師が行い、宿日直勤務を行う医師は対応しない。</li> <li>○ 宿日直勤務中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入院患者の容態急変時の診察 発生頻度は、1か月のうち宿直勤務で、平日4件、土曜日2件、日直勤務で1件。 対応時間は、1件当たり10分未満。</li> <li>・ 救急患者の診察 発生頻度は、1か月のうち宿直勤務で、平日9件、土曜日2件、日直勤務で2件。 対応時間は、1件当たり5分～35分未満。</li> <li>・ 透析回診 土曜日に、透析患者に対する回診を行う。1日1回、20分程度。</li> </ul> </li> </ul>

<b>救急指定の別</b>	二次救急病院
<b>病院・診療所の別</b>	病院
<b>許可取得した診療科・部門</b>	消化器内科、循環器内科、外科等25科目
<b>宿日直許可の対象医師数</b>	勤務医27名
<b>許可取得した宿日直勤務時間帯</b>	宿直(1人当たり週1回):22時～翌8時30分
<b>許可を取得した業務</b>	緊急事態に備えての待機
<b>労基署の調査概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去1か月間の実績を調査。</li> <li>○ 宿直勤務中の業務は、かかりつけ患者等の状態の変動に対応するため、診察や看護師等への指示を行う。対応件数は、月平均1日2.1件(最大5件)、対応時間は、月平均1日約18分。</li> <li>○ 宿直勤務中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務として緊急患者の対応(転院搬送・死亡確認)がある。調査期間中の対応件数は、2件(転院搬送(40分程度)、死亡確認(20分程度))。</li> </ul>

# 医療機関における宿日直 許可事例 (愛媛)

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

## 精神科

<b>救急指定の別</b>	精神科緊急医療の当番病院
<b>病院・診療所の別</b>	病院
<b>許可取得した診療科・部門</b>	精神科
<b>宿日直許可の対象医師数</b>	勤務医4人、他病院からの受入医10人
<b>許可取得した宿日直勤務時間帯</b>	宿直(1人当たり週1回) : 17時～翌8時45分(毎日) 日直(1人当たり月1回) : 8時45分～17時(土日祝日)
<b>許可を取得した業務</b>	非常事態に備えての待機
<b>労基署の調査概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去1か月間の実績を調査。</li> <li>○ 本申請は、救急指定日も含めた日について、許可申請されたもの。 宿日直勤務中の業務は、次のとおり。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電話の收受 発生件数は、月10回程度。 対応時間は、1回当たり平均10分程度。</li> <li>・ 外来対応 問診・触診・聴診を実施し、薬の投与など必要な処置を看護師へ指示する。 発生件数は、月に1～2回程度。 対応時間は、1回当たり平均20分程度。</li> <li>・ 入院患者の対応 入院患者に精神不安定等の症状が生じた際に診察対応を行うもの。 発生件数は、月10回程度。 対応時間は、1回当たり20分程度</li> <li>・ 隔離拘束患者の回診 日直時に、隔離拘束患者の回診を行う。 1日1回程度。 対応時間は、1回当たり30分程度。</li> </ul> </li> <li>○ 重篤患者の診察を行う場合は、通常の勤務時間と同態様の業務として対応するが、調査期間中において対応はない。</li> </ul>

## 医療機関における宿日直 許可事例（愛媛）

（注）以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

### 産科

<b>救急指定の別</b>	指定なし
<b>病院・診療所の別</b>	診療所
<b>許可取得した診療科・部門</b>	産科
<b>宿日直許可の対象医師数</b>	他病院からの派遣医師6名
<b>許可取得した宿日直勤務時間帯</b>	宿直(1人当たり週1回)：18時～翌8時 日直(1人当たり月1回)：8時～18時
<b>許可を取得した業務</b>	非常事態に備えての待機
<b>労基署の調査概要</b>	<p>過去1か月間の実績を調査。 宿直及び日直勤務中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入院患者の急変対応(入院患者の容態急変に伴う診察、他病院へ搬送)、緊急分娩。 発生件数は、分娩回数は月7回、搬送回数は5回、診察は1回。 対応時間は、1件当たり平均約40分。</li> </ul> <p>○ 宿日直勤務時間帯には、助産師が常駐していること、緊急外来は受け入れていないこと、処置が必要な入院患者は他病院に搬送することから、宿日直勤務を行う医師は、外来患者の診察、入院患者に対する処置等は行わない。</p>

<b>救急指定の別</b>	指定なし
<b>病院・診療所の別</b>	診療所
<b>許可取得した診療科・部門</b>	産科、婦人科
<b>宿日直許可の対象医師数</b>	他病院からの派遣医師1名
<b>許可取得した宿日直勤務時間帯</b>	宿直：19時～翌9時(月1回)
<b>許可を取得した業務</b>	非常事態に備えての待機
<b>労基署の調査概要</b>	<p>○ 過去1か月間の実績を調査。 宿直勤務中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入院患者の緊急時の処置対応。 出血時のエコー診察や薬の処方等を行う。 対応時間は、1件当たり最大30分程度。 発生頻度は、年間12回勤務のうち、1回発生するか否か。</li> </ul> <p>○ 一般的な処置は、看護師、助産師が対応するため、宿日直勤務を行う医師は行わない。 また、緊急分娩は院長が対応するため、宿日直勤務を行う医師は行わない。</p>